

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-3
提出年月日	令和5年10月19日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-6	2.1.2.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、脱字を修正した。 (下線部参照) (旧) ~施設の損壊状況及びプラント状態等を把握し、~ (新) ~施設の損壊状況及びプラントの <u>状態</u> 等を把握し、~	本条文内での記載表現統一のための修正
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-12	同上。	同上。
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-6, 57	判断フローに関する記載について、以下のとおり、記載表現を修正し、本条文内で整合を図った。(下線部参照) (旧) 判断をするための~ (新) 判断を行うための~	本条文内での記載表現統一のための修正
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-12, 64	同上。合わせて相違箇所の識別を修正した。	同上。
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-8, 59	以下のとおり、大飯3/4号の記載を踏まえて、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) 安全機能が喪失、大規模な火災が発生及び~ (新) 安全機能の <u>喪失</u> 、大規模な火災の <u>発生</u> 及び~	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-15, 67	同上。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-19, 80	以下のとおり、大飯3/4号の記載を踏まえて、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) 放水砲により放射性物質の放出低減を実施する。 (新) 放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-26, 80	同上。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-23, 210	以下のとおり、大飯3/4号や島根2号の記載を踏まえて、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) ~原子炉容器への注水、電源確保、~ (新) ~ <u>炉心</u> 注水、電源確保、~	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-33, 108	同上。合わせて相違箇所の識別, 相違理由を修正した。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-25, 215	以下のとおり, 女川2号の記載を踏まえて, 記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) ~大規模損壊時に対応するための体制を整備する。 (新) ~大規模損壊発生時に対応するための体制を整備する。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-36, 114	同上。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-29	2.1.2.3項の記載との整合を図るため, 以下のとおり, 脱字を修正した。 (下線部参照) (旧) ~その他のテロリズムによる影響を考慮し, ~ (新) ~その他のテロリズムによる影響を考慮して, ~	本条文内での記載表現統一のための修正
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-39	同上。	同上。
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-29	2.1.2.3項の記載との整合を図るため, 以下のとおり, 脱字を修正した。 (下線部参照) (旧) a. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損による~ (新) a. 炉心損傷及び原子炉格納容器の破損による~	本条文内での記載表現統一のための修正
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-41	同上。合わせて相違理由を修正した。	同上。
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-55	2.1.1.1項の記載との整合を図るため, 以下のとおり, 脱字を修正した。 (下線部参照) (旧) ~の状況把握が困難, 状況把握がある程度可能な~ (新) ~の状況把握が困難な場合, 状況把握がある程度可能な~	本条文内での記載表現統一のための修正
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-61	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-62	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、誤記を修正した。 (下線部参照) (旧) ～外観から施設の状況を把握するとともに、～ (新) ～外観より施設の状況を把握するとともに、～	本条文内での記載表現統一のための修正
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-70	同上。	同上。
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-63	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、脱字を修正した。 (下線部参照) (旧) ～状況把握が困難な場合と同様に環境への放射性物質の～ (新) ～状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の～	本条文内での記載表現統一のための修正
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-71	同上。	同上。
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-63	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) ～可搬型計測器等による確認を試みる。 (新) ～可搬型計測器等により確認を試みる。	本条文内での記載表現統一のための修正
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-71	同上。	同上。
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-64	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、誤記を修正した。 (下線部参照) (旧) ～被害状況を確認し、早期に復旧可能なルートを選定し、ホイールローダ、その他の重機を用いて～ (新) ～被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ホイールローダ、その他重機を用いて～	本条文内での記載表現統一のための修正
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-71	同上。	同上。
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-72	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、脱字を修正した。 (下線部参照) (旧) ～制御機能が喪失した場合も対応できるよう～ (新) ～制御機能が喪失した場合でも対応できるよう～	本条文内での記載表現統一のための修正

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-72	同上。	同上。
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-72	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧)～可搬型計測器等による計測を第2優先とする。 (新)～可搬型計測器等の使用を第2優先とする。	本条文内での記載表現統一のための修正
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-72	同上。合わせて相違箇所を識別、相違理由を修正した。	同上。
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-79	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、脱字を修正した。(下線部参照) (旧)～周辺の放射線量率が正常であることが確認できた場合、～ (新)～周辺の放射線量率が正常であることが確認できた場合は、～	本条文内での記載表現統一のための修正
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-78	同上。	同上。
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-80	2.1.1.1項の記載との整合を図るため、以下のとおり、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧)～困難な状況(大津波警報や津波警報が出ている状況等)である場合、大津波警報又は津波警報等が解除された後に～ (新)～困難な状況(大津波警報や津波警報が出ている状況)である場合、大津波警報又は津波警報が解除された後に～	本条文内での記載表現統一のための修正
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-80	同上。	同上。
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-86	以下の表について、技術的能力1.2の修正事項を反映した。 ・第2.1.5表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.2) (4/4)	技術的能力1.2の修正事項を反映
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-146	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-88	「手順の例」の記載表現について、以下のとおり、技術的能力1.3の記載を踏まえた表現に修正した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水ができない場合に、現場での手動操作によりタービン動補助給水ポンプを起動し、～ (新) ・常設直流電源系統喪失によりタービン動補助給水ポンプの起動に必要な直流電源が喪失した場合に、現場での手動操作によりタービン動補助給水ポンプを起動し、～	技術的能力1.3の記載を踏まえた反映
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-84	同上。	同上。
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-98	2.1.2.1(3)c.(b)項～(n)項で共通した記載表現とするため、(d)項における記載について、以下のとおり、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧)～喪失した場合でも対応できるよう～ (新)～喪失した場合も対応できるよう～	本条文内での記載表現統一のための修正
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-85	同上。	同上。
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-99	「手順の例」の記載表現について、以下のとおり、技術的能力1.4の記載を踏まえた表現に修正した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水ができない場合に、現場での手動操作によりタービン動補助給水ポンプを起動し、～ ・全交流動力電源喪失時でかつ、タービン動補助給水ポンプが機能喪失した場合に、～ ・主蒸気逃がし弁の作動に必要な駆動源が喪失し、主蒸気逃がし弁による蒸気発生器からの蒸気放出ができない場合に、～ (新) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、タービン動補助給水ポンプ又は代替非常用発電機により受電した電動補助給水ポンプを起動し、～ ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、～ ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、～	技術的能力1.4の記載を踏まえた反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-86	同上。	同上。
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-102, 103, 105～108, 118～122	以下の表について、技術的能力1.4の修正事項を反映した。 ・第2.1.7表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.4) (2/22), (3/22), (5/22)～(7/22), (18/22)～(22/22) また、第2.1.7表 (8/22) について、以下のとおり、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) (溶融炉心が原子炉容器に残存する場合) (新) (溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合)	技術的能力1.4の修正事項を反映
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-158, 159, 161～163, 172～175	同上。合わせて相違箇所の識別、相違理由を修正した。	同上。
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-123, 124	「手順の例」の記載表現について、以下のとおり、技術的能力1.5の記載を踏まえた表現に修正した。(下線部参照) (旧) ・原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備による冷却機能が喪失した場合に、～ ・原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備による冷却機能が喪失した場合に、～ ・原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備による冷却機能の喪失により、主蒸気逃がし弁の作動に必要な駆動源が喪失し、主蒸気逃がし弁による蒸気発生器からの蒸気放出ができない場合に、～ ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器内において発生した熱を最終ヒートシンクへ輸送する必要がある場合は、可搬型大型送水ポンプ車による～ (新) ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、～ ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、～ ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、～ ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D格納容器再循環ユニットによる～	技術的能力1.5の記載を踏まえた反映
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-87	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-133, 134	「手順の例」の記載表現について、以下のとおり、技術的能力1.6の記載を踏まえた表現に修正した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプにより、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却を行う。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、可搬型大型送水ポンプ車により、海水又は淡水を水源とした原子炉格納容器内の冷却を行う。 ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器内において発生した熱を最終ヒートシンクへ輸送する必要がある場合は、可搬型大型送水ポンプ車による～ (新) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による冷却機能が喪失した場合に、代替格納容器スプレイポンプにより、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内へのスプレイを行う。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による冷却機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車により、海水又は淡水を水源とした原子炉格納容器内へのスプレイを行う。 ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による冷却機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる～	技術的能力1.6の記載を踏まえた反映
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-88	同上。	同上。
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-138, 139, 142, 143	以下の表について、技術的能力1.6の修正事項を反映した。 ・第2.1.9表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.6) (4/9), (5/9), (8/9), (9/9)	技術的能力1.6の修正事項を反映
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-186, 187, 190, 191	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-144, 145	「手順の例」の記載表現について、以下のとおり、技術的能力1.7の記載を踏まえた表現に修正した。(下線部参照) (旧) ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプにより、～ ・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、可搬型大型送水ポンプ車により、～ ・全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器内において発生した熱を最終ヒートシンクへ輸送する必要がある場合は、可搬型大型送水ポンプ車による～ (新) ・炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるため、代替格納容器スプレイポンプにより、～ ・炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるため、可搬型大型送水ポンプ車により、～ ・炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるため、可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる～	技術的能力1.7の記載を踏まえた反映
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-89	同上。	同上。
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-152～159	第2.1.11表における以下の記載を、表内の分類欄に記載した。 ・第2.1.11表 (1/8) ～ (4/8) 『(原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却)』の記載を削除し、表中の分類欄に記載した。 ・第2.1.11表 (5/8) ～ (8/8) 『(熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止)』の記載を削除し、表中の分類欄に記載した。	技術的能力1.8の修正事項を反映
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-195～202	同上。	同上。
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-165	「手順の例」の記載表現について、以下のとおり、技術的能力1.10の記載を踏まえた表現に修正した。(下線部参照) (旧) ～アニュラス部に漏えいした場合において、アニュラス部の水素濃度を可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットにより測定し、監視する。 (新) ～アニュラス部に漏えいした場合、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによりアニュラス部の水素濃度を測定し、監視する。	技術的能力1.10の記載を踏まえた反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-93	同上。	同上。
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-169～172	第2.1.14表の表題について、以下のとおり、誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 第2.1.14表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.11) (新) 第2.1.14表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (1.11)	技術的能力1.11の記載を踏まえた反映
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-207～209	同上。合わせて相違理由を修正した。	同上。
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-175, 176	以下の表について、技術的能力1.12の修正事項を反映した。 ・第2.1.15表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.12) (1/2), (2/2)	技術的能力1.12の修正事項を反映
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-210	同上。	同上。
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 12. 0)	(本文) 2. 1-177	技術的能力1.13の記載を踏まえて、「イ. 重大事故等対策に係る手順」に、以下のとおり追記した。 (新) また、海その他の水源(上記の水源を除く。)から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するために必要な対処設備及び手順を整備する。	技術的能力1.13の記載を踏まえた反映
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 11. 0)	(本文 比較表) 2. 1-100	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-177, 178	技術的能力1.13の記載を踏まえて、「ロ.大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順」について、以下のとおり、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧)～事故等に対処するために必要な量の水を供給するため、～ (新)～事故等に対処するために <u>必要な設備</u> に必要な量の水を供給するため、～ (旧)～事故等に対処するために必要な量の水の供給手順の例を次に示す。 (新)～事故等時に必要となる水の供給手順の例を次に示す。	技術的能力1.13の記載を踏まえた反映
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-100, 101	同上。	同上。
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-192	以下の表について、技術的能力1.13の修正事項を反映した。 ・第2.1.16表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.13) (13/17)	技術的能力1.13の修正事項を反映
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-220	同上。	同上。
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-215	2.1.1.2項の記載との整合を図るため、以下のとおり、記載表現を修正した。(下線部参照) (旧)～柔軟な措置を講じる。 (新)～柔軟な対応をとることを基本とする。	本条文内での記載表現統一のための修正
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-114	同上。合わせて相違箇所の識別を修正した。	同上。
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.12.0)	(本文) 2.1-219	2.1.1.3項の記載との整合を図るため、以下のとおり、誤記を修正した。(下線部参照) (旧)～屋外の常設重大事故等対処設備から <u>も</u> 100m以上の～ (新)～屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の～	本条文内での記載表現統一のための修正
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r.11.0)	(本文 比較表) 2.1-120	同上。	同上。